

愛川町教育委員会

平成26年3月24日

愛川町教育委員会 3 月定例会会議録

- 1 会議日程 平成 26 年 3 月 24 日（月）
午後 2 時 00 分から午後 3 時 45 分
- 2 会議場所 愛川町役場 2 階 201 会議室
- 3 議事日程 日程第 1 会期の決定について
日程第 2 前回会議録の承認について
日程第 3 教育長報告事項について
 - (1) 教育長報告事項
 - (2) 平成 26 年第 1 回愛川町議会定例会について
 - (3) 愛川町教育基本方針について日程第 4 いじめ防止対策基本方針について
日程第 5 平成 26 年度愛川町教育委員会表彰被表彰者の決定について
日程第 6 愛川町スポーツ推進委員の委嘱について
日程第 7 愛川町文化財保護委員の委嘱について
日程第 8 愛川町青少年指導員の委嘱について
日程第 9 愛川町生涯学習推進プラン推進委員会規則の制定について
日程第 10 愛川町男女共同参画基本計画推進委員会規則の制定について
日程第 11 愛川町図書館構想策定委員会規則の制定について
日程第 12 愛川町教育委員会事務局及び関係機関の組織等に関する規則の一部を改正する規則の制定について
日程第 13 愛川町立公民館長の任命について
日程第 14 その他
 - (1) 平成 26 年度予算の概要について
 - (2) その他
- 4 出席委員 委員長職務代理者 井上正博
教育委員 平田明美

教育委員	榮 利 隆 一
教育長	熊 坂 直 美

5 説明を要した者及び議事録作成のため出席した者

教育次長	佐 藤 隆 男
教育総務課長	熊 坂 祐 二
生涯学習課長	山 田 正 文
スポーツ・文化振興課長	小 島 義 正
指導室指導主事	藤 本 謹 吾
教育総務課副主幹	井 上 守

◎開会

○（井上委員長職務代理者） 皆さん、こんにちは。

ただいまの出席委員は4人です。定足数に達しておりますので、3月愛川町教育委員会定例会は成立いたしました。

よって、これより開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでありますから、ご承知願います。

これより日程に入ります。

◎日程第1

○（井上委員長職務代理者） 日程第1、会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期であります。本日1日と定めたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○（井上委員長職務代理者） ご異議ないものと認めます。

よって、本定例会の会期は本日1日と決定いたしました。

◎日程第2

○（井上委員長職務代理者） 次に、日程第2、前回会議録の承認についてを議題といたします。

会議録につきましては、既に配付のとおりであります。

これより質疑に入ります。

何かご意見、ご質疑がありましたら、お願いいたします。

(発言する者なし)

- (井上委員長職務代理者) よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

- (井上委員長職務代理者) ご異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結し、表決に入ります。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- (井上委員長職務代理者) ご異議ないものと認めます。

よって、日程第2、前回会議録の承認については原案のとおり承認されました。

なお、定例会終了後に会議録署名原本をお回しいたしますので、委員の方は署名をお願いいたします。

◎日程第3

- (井上委員長職務代理者) それでは、次に日程第3、教育長報告事項についてを議題といたします。

始めに、(1)教育長報告事項の説明をお願いいたします。

——教育長より詳細について説明——

- (井上委員長職務代理者) 説明ありがとうございました。

これより質疑に入ります。(1)教育長報告事項について、何かお聞きしたいところなどありましたら、お願いします。

(発言する者なし)

- (井上委員長職務代理者) よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

- (井上委員長職務代理者) では、質疑ありませんので、質疑を終結いたしたいと思います
が、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- (井上委員長職務代理者) ご異議ないものと認めます。

よって、(1)教育長報告事項については、教育長報告のとおり、ご承認をお願いいたし

ます。

次に、（２）平成26年第1回愛川町議会定例会についての説明をお願いいたします。

- （熊坂教育長） それでは、資料2に基づきまして、3月定例会一般質問について、ご説明を申し上げたいと思います。

1枚目の裏面をご覧いただきたいと思います。今回は、12人の議員さんから質問がございましたが、そのうち、教育関係は5人で行いました。いずれの内容も町長答弁という形で行います。

質問項目だけお話しいたしますと、まず渡辺議員からは、公共の資産保有のあり方についてということで、庁舎の建て替え、あるいは図書館建設の進め方について行いました。答弁の内容は、別紙のとおりでございますので、後でご覧いただきたいと思います。それから、木下議員からは、公民館活動についてご質問がございました。佐藤茂議員から、文化・教育応援の愛川ということで、特色のある学校教育の推進について聞かれました。それから、井出議員から、小中学校のエアコン設置についてご質問がございました。最後に、佐藤議員から、図書館構想づくりについてのご質問がございました。現在、検討委員会が立ち上がりまして、アンケート調査を行い、そのまとめをしている段階でございます。まとまりましたら、新年度には、その内容についてお話ししたいと思っております。よろしくお願いをいたします。

簡単ではございますが、定例会の一般質問、以上でございます。

- （井上委員長職務代理者） 説明は以上のとおりです。

これより質疑に入ります。（２）平成26年第1回愛川町議会定例会について、何かお聞きしたいところなどありましたら、お願いいたします。

（発言する者なし）

- （井上委員長職務代理者） よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

- （井上委員長職務代理者） では、質疑ありませんので、質疑を終結いたしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- （井上委員長職務代理者） ご異議ないものと認めます。

よって、（２）平成26年第1回愛川町議会定例会については、説明のとおり、ご承認をお願いいたします。

次に、（３）愛川町教育基本方針についての説明をお願いいたします。

○（藤本指導室指導主事） それでは、愛川町の教育基本方針についてということで、資料３をご覧ください。

こちら、昨年度、その前が23年度からということで、「はじめに」に書いておりますが、町の計画期間では「第5次愛川町総合計画の将来都市像“ひかり、みどり、ゆとり、協働のまち愛川”」の策定。その基本方針に基づいて、愛川町教育委員会のほうでも、この総合計画のまちづくりの目標と施策体系の第4部「豊かな人間性を育む文化のまちづくり」に取り組むとともに、学習指導要領にある生きる力を育むためにということで、以下の教育の理念等に基づいた教育を推進していきますということで、教育の基本方針を定めております。

そこから先なんですけど、基本的には、平成25年と26年で変更のある場所はございません。その前の年には、細かい施策の部分で2枚めくっていただきますと、具体的な方策等を示しているんですが、4ページの下の部分、「徳」の部分で、図書館構想づくりというのが、具体的方策例として昨年度一つ新たな事業が起こされましたが、26年につきましては、それも引き継ぎつつ、ほかのものの変更点がございませんということ、先に報告をさせていただきます。

では戻っていただきまして愛川町の教育ですが、まず1番として教育の理念。そして、その教育の理念に基づきまして目指す人間像を、愛川町では「和・徳・体・知」の4点の調和のとれた人間を、本町の教育が目指す人間像として置いております。

この和・徳・体・知につきましては、学習指導要領にも述べられております生きる力。すなわち豊かな心、健康・体力、確かな学力、この部分とリンクしてということで設定したものでございます。

2ページ目になりますが、それに基づきまして、基本方針として町の方針を6つ、四角囲みで挙げております。内容的には、25年度と変更はございません。

3ページは、その部分をもう少し整備しまして、和・徳・体・知と生きる力。そして、そこにかかわります人づくり基本構想ということで、この人づくり基本構想につきましては、平成8年度に教育委員会のほうで、町の教育の大もととなる考え方として示したものを踏襲をしております。

そのときに、3つの視点ということであったものが、地域に学ぶ豊かな社会体験、児童文学に学ぶ豊かな情操体験、自然に学ぶ豊かな直接体験というものが、既にごさいました。そこに新たに4つ目の視点として、先人に学ぶ豊かな学習体験という学習面のものを組み合わ

せまして、4つの体験、4つの運動ということで整理をしたものとなっております。

また、この4つの視点に基づきまして、子どもたちの「あいかわ子どもいきいき宣言」というものを策定しまして、そこの中にありますが、これは各学校でも掲示等をしてまして、町の子どもたちの言葉から作った宣言ということで広めていっているところでございます。

4ページ、5ページ、先ほど申し上げましたが、その和・徳・体・知につきまして、それぞれの重点施策に基づく具体的な方策例までを、人間像別に挙げたものとなっております。

以上が説明でございますが、これで26年度の愛川町の教育基本方針としていきたいと思っております。

以上です。

- （井上委員長職務代理者） 説明は以上のとおりです。

これより質疑に入ります。（3）愛川町教育基本方針について、何かお聞きしたいところなどありましたら、お願いします。

（発言する者なし）

- （井上委員長職務代理者） 質疑のほうは、よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

- （井上委員長職務代理者） 大きく変わったところないということでしたので。

質疑ありませんので、質疑を終結いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- （井上委員長職務代理者） ご異議ないものと認めます。

よって、（3）愛川町教育基本方針については、説明のとおり、ご承認をお願いいたします。

それでは、日程第3、教育長報告事項については、以上とさせていただきます。

◎日程第4

- （井上委員長職務代理者） 日程第4、議案第16号 いじめ防止対策基本方針についてを議題といたします。

提案者の説明をお願いいたします。

- （熊坂教育長） 議案第16号 いじめ防止対策基本方針についてでございますが、これまでもご説明をしております、それに基づきまして、案の取りまとめをしております。

ここで、取りまとめができ上がりましたので、案につきましてご審議をいただき、お認め

いただきますよう、よろしくお願いいいたします。なお、詳細につきましては、担当のほうからご説明申し上げますので、よろしくお願いいいたします。

- （藤本指導室指導主事） それでは、愛川町のいじめ防止基本方針（案）ということで、ご説明を申し上げますが、既に2月の段階で第1次案ということで提示をさせていただいたところでもあります。

その後、県の資料、それから他市町村のもの、また町の中での各校からの代表者による会議等を経まして、いろいろと改善といえますか、見やすさ等についての内容の精査を図りましたところでございます。

皆様のお手元には、訂正内容一覧ということで一部ついていると思うんですが、まず、この一番後ろにありますけれども、全文にわたって文言の整理を行いました。例えば、前回のものでは、「児童生徒」、あるいは「児童・生徒」、そして「子ども」とか、「子どもたち」という言葉が、あちらこちらでまざっていたんですけれども、そこにつきまして、例えば、これは「児童生徒」一言に、基本的原則ここにまとめてということで、表記の見直し等を行っております。

それから、「町基本方針」、「愛川町いじめ防止基本方針」として挙げていましたものを、「町基本方針」という形。

それから、「愛川町教育委員会」という言葉で使っておりましたものは、全て本町のもので「教育委員会」という文言で統一を図りました。

そのほかのものにつきましては、実は2月のものと大分変わるところが多いので、この一覧にまとめてありますが、新たに項目起こしをしたところ、例えば、1枚目でいいますと、（1）いじめ防止等の対策の推進、それから（7）まで、学校におけるいじめ防止等の取り組みということで、そのあたりが全て新たに項目を起こして対応をしております。

一つ一つになりますと長くなってしまいますので、訂正内容一覧のほうでご確認をいただきたいと思いますが、このような形で見直していただきまして、協議をいただけたらと思います。

以上です。

- （井上委員長職務代理者） 説明は以上のとおりです。

これより質疑に入ります。質疑ありましたら、お願いします。

いかがでしょうか。

- （平田委員） お尋ねします。6ページですけれども、この「地域との連携」というところ

で、この文面のところで、②の「いじめを未然に防止していく上では」とずっと書いてありまして、「大人たちから存在を認められることも重要です」とありますでしょう。この「大人たちからの存在」というのは、児童生徒たちの存在という意味ですか。

○（藤本指導室指導主事） 2番のところ、そうですね。児童生徒が、まず地域との連携という中で、児童生徒自身がいろいろな大人と接することがまず必要で、その中で接した大人たちから児童生徒としての存在の意義とか、そういう価値とか、自己肯定感じゃなくて、他者からの肯定感を認められることが重要であるという意味合いとなります。

○（平田委員） わかりました。

○（井上委員長職務代理者） よろしいですか。

○（藤本指導室指導主事） 補足でいいますと、基本的には、例えば中学生が職場体験などで地域に出て行って、今、町の中学生、生徒はこんなような状態だと。それについて認めていただくというようなことを想定をしていることとございます。

○（井上委員長職務代理者） ほかにいかがですか。

○（榮利委員） 教育委員会が実施する施策措置の中の全体の表現の仕方。点検評価のときに申し上げたんですが、「進めます」はいいですね。それから「実施してまいります」、「見直しをしてまいります」というのはいいですね。この「努めます」という表現が3カ所あるんですけども、「努めます」というのは、どういう捉え方になるのかというのが、読んだ方はどこまでやるのかなというのがちょっと見えないなという気がするんですけども、どうなんでしょうかね。

私は、「努めます」じゃなくて、「進めます」のほうがいいような気がするんですけども。

○（藤本指導室指導主事） 文言については検討を図っておりますが、基本的には「図ります」、「進めます」という表現が主体なんですけれども、ひとつとしては、予算のことで財政上の措置ということで、教育委員会として「進めます」と言ってしまうと、実現できない部分があるということです。私たちは重要性とか必要なもので、もちろん言葉では予算を取るよう努力してまいりますけれども、結局、決定権がないものですから、表現としては「努めます」としているというような部分とございます。

以上です。

○（井上委員長職務代理者） よろしいですか。

○（榮利委員） ちょっと曖昧。そういう理由はあるにしても、やっぱり「今後進めていきま

す」みたいな言い方でもいいかなと。1項の施策のところの(1)番のところも、「町内各校のいじめの防止等のための対策を推進するために状況の把握、課題の整理、進んだ取り組みの周知に努めます」になっていますね。

これはもう学校のほうで、そういう委員会を設置するって町長のほうも言っていますし、これから具体的に進めていくので、ここは「進めます」のほうがいいんじゃないかなと思うんですよ。

それと、最後の(5)番のところですね。家庭・地域・関係機関との連携の中で、「いじめの心身に及ぼす影響や、いじめに関わる相談制度又は救済制度等について、家庭に対して必要な情報の周知に努めます」。

- (藤本指導室指導主事) 「周知を図ります」とか。
- (榮利委員) これから、やっぱり地域・家庭にも、このいじめ問題に対して、真剣に取り組んでいただかなきゃいけないという機会が出てくると思うんですよ。ここは、「周知を進めます」とか、そういう表現のほうがいいような気がしますけれども。ご検討いただいて、よろしくをお願いします。
- (藤本指導室指導主事) ありがとうございます。
- (井上委員長職務代理者) これは、きょう評決に入って決定していくわけですので、一旦決まりますと、もう変更はきかないわけで、そこについてはどうですか。
- (熊坂教育長) 国の法律では、「自治体は、この方針をつくることに努める」で、努力目標なんですね。ですから、きょう決めてしまわなければいけないということではありませんので。国のほうも、いろいろ法律の文言がありまして、「努める」という場合は、できるだけやりなさいよという意味合いがありますので、その辺を含めて、やはりここで使っている「努める」という意味合いをどうするかというのは、慎重に考える必要はあるかと思います。
- (井上委員長職務代理者) 今の質問に対しては、答えのほうはよろしいですか。
- (榮利委員) ぜひ検討していただければと。
- (井上委員長職務代理者) 内容、例えば、説明の仕方等ですね。
よろしいでしょうかね。
- (熊坂教育長) その辺、ご意見いただきましたので、事務局一任ということをしていただければ、そこを訂正して報告をいたします。それで承認をいただけるんだったら、ありがたいんですが。
- (井上委員長職務代理者) よろしいですか、そういうことで。

○（榮利委員） よろしいです。

○（井上委員長職務代理者） では、そのようにお願いします。

ほかにいかがでしょうか。

よろしいですか。2月のときに検討した内容でもって、非常にわかりやすく、しっかりまとめられているなというふうに思いましたので、わかりやすく内容ができていますと思います。

ただ、これを、今度は学校のほうにおろして行って、学校のほうが今度は具体的な対策をしていくわけですけれども、その説明については、具体的には。今の段階では決まっているんですか。校長会だけにおろしていくとか、それとも担当者の特別な会議を設けて説明していくとか。そこら辺はまだ具体的には決まってないのでしょうか。

○（藤本指導室指導主事） これをまず国が出して、県が出して、ここで市町村がつくっております。ただ時期的には、来年度の4月からということがありますので、実際、学校のほうも各学校においては、学校いじめ防止の基本方針は、これは策定しなければならないようになっておりますので、今もう既に進めているところであります。

そこにつきましては、各校からの代表者、主に教頭先生だったり、児童生徒指導の担当の先生に来ていただいております。各校でつくっているものをお互い情報交換をしながら、見ている段階になっております。

これで、それが確定しますと、それと合わせて最終調整を行い、4月には各学校のいじめ防止の基本方針が確定しまして、あわせてホームページ上では、各学校のホームページからは見えるような形で公開をしていくという予定であります。

○（井上委員長職務代理者） 質疑、もうよろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○（井上委員長職務代理者） では質疑を終結いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○（井上委員長職務代理者） ご異議ないものと認めます。よって質疑を終結し、表決に入ります。

議案第16号 いじめ防止対策基本方針について、本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○（井上委員長職務代理者） ご異議ないものと認めます。よって、議案第16号 いじめ防止対策基本方針については、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 【非公開】

- （井上委員長職務代理者） 次に、日程第5、議案第17号 平成26年度愛川町教育委員会表彰被表彰者の決定についてを議題といたしたいと思いますが、提出された議案については、教育委員会表彰にかかわる被表彰者の決定をするため、非公開による審議とさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- （井上委員長職務代理者） ご異議ないようでありますので、議案第17号につきましては非公開で審議を行いたいと思います。

それでは、ここで暫時休憩いたします。

（休憩）

- （井上委員長職務代理者） では、再開いたします。
-

◎日程第6

- （井上委員長職務代理者） 次に、日程第6、議案第18号 愛川町スポーツ推進委員の委嘱についてを議題といたします。

提案者の説明をお願いします。

- （熊坂教育長） 議案第18号でございますが、愛川町スポーツ推進委員につきましては、平成26年3月31日をもって任期満了となりますことから、各行政区の区長さんに推薦を、依頼をしておいたものでございますが、推薦がまとまりました。新たに平成26年4月1日からの委員を委嘱したいものでございます。詳細につきましては、担当からご説明申し上げますので、ご審議の上、お認めいただきたく存じます。よろしく願いいたします。

- （小島スポーツ・文化振興課長） それでは、愛川町スポーツ推進委員の委嘱についてという事で、ご説明をさせていただきます。

1枚おめくりいただいて、スポーツ推進委員名簿を添付させていただきましたが、このスポーツ推進委員でございますが、愛川町スポーツ推進委員に関する規則によりまして、定数が23名、また任期が2年、そして再任することができるということでの規定がございます。

こうした中で、新たに本年の4月1日以降の2年間を委嘱期間と定めまして、お手元の資料のとおり、委員をご提案させていただきたいものでございます。

委員の新任、再任の状況ですけれども、スポーツ推進委員につきましては、この名簿には

ございませんが、新任が11名、再任が12名、合わせまして23名ということでございます。

なお、委員につきましては、各行政区の区長さんに依頼を申し上げまして、ご推薦いただいた方々でございます。適任者と考えておりますので、お認めいただくよう、よろしくお願いをいたします。

説明は以上です。

○（井上委員長職務代理者） 説明は以上のとおりです。

これより質疑に入ります。質疑がありましたらお願いいたします。

○（熊坂教育長） 補足で。新任の方は、この期数が1と書いてある方です。

○（小島スポーツ・文化振興課長） そうです。

○（熊坂教育長） そういうことでございます。

○（小島スポーツ・文化振興課長） 期数がそうです。数字が書いてございますけれども、数字の1が新任でございます。

○（熊坂教育長） 約半数ですね。

○（小島スポーツ・文化振興課長） そうですね。

○（井上委員長職務代理者） いかがでしょうか。質疑のほう、よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○（井上委員長職務代理者） では、質疑ありませんので、質疑を終結いたしたいと思います
が、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○（井上委員長職務代理者） ご異議ないものと認めます。よって質疑を終結し、表決に入ります。

議案第18号 愛川町スポーツ推進委員の委嘱について、本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○（井上委員長職務代理者） ご異議ないものと認めます。よって、議案第18号 愛川町スポーツ推進委員の委嘱については、原案のとおり可決されました。

◎日程第7

○（井上委員長職務代理者） 次に、日程第7、議案第19号 愛川町文化財保護委員の委嘱についてを議題といたします。

提案者の説明をお願いします。

○（熊坂教育長） 議案第19号、愛川町文化財保護委員につきましては、平成26年3月31日をもって任期が満了することから、新たに平成26年4月1日からの委員を委嘱したいものでございます。詳細につきましては、担当よりご説明申し上げますので、ご審議の上、お認めいただくようお願いいたします。

○（小島スポーツ・文化振興課長） それでは、愛川町文化財保護委員に委嘱の関係でございます。

愛川町文化財保護条例の規定によりまして、委員の定数は7名、任期は2年で、再任は妨げないという規定がございます。お手元の委員の候補者につきましては7名、全員の方が再任ということで内諾をいただいております。人格、見識、実績等を加味をいたしまして、私ども適任者と考えておりますので、お認めいただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

説明は、以上です。

○（井上委員長職務代理者） 説明は以上のとおりです。

これより質疑に入ります。質疑がありましたらお願いします。

（発言する者なし）

○（井上委員長職務代理者） いかがでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○（井上委員長職務代理者） 質疑がありませんので、質疑を終結いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○（井上委員長職務代理者） ご異議ないものと認めます。よって質疑を終結し、表決に入ります。

議案第19号 愛川町文化財保護委員の委嘱について、本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○（井上委員長職務代理者） ご異議ないものと認めます。よって、議案第19号 愛川町文化財保護委員の委嘱については、原案のとおり可決されました。

- （井上委員長職務代理者） 次に、日程第8、議案第20号 愛川町青少年指導員の委嘱についてを議題といたします。

提案者の説明をお願いします。

- （熊坂教育長） 議案第20号、愛川町青少年指導員につきましては、平成26年3月31日をもって任期が満了することから、各行政区長に推薦を依頼しておったところですが、推薦がまとまりましたので、新たに平成26年4月1日からの委員を委嘱したいものでございます。詳細につきましては、担当からご説明申し上げますので、ご審議の上、お認めいただきますようお願いいたします。

なお、青少年指導員につきましては、町からさらに推薦をいたしまして、県からの委嘱ということもございます。ご承知おきいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

- （山田生涯学習課長） それでは、青少年指導員の名簿をごらんいただきたいと思います。

1枚おめくりいただきまして、青少年指導員の定数につきましては、25名でございます。各行政区から選出される指導員の数が23名。それに小学校、中学校、各1名ずつ学校の教諭が加わっており、25名で構成をされております。任期につきましては2年でございます、再任は妨げないということになっております。

ここで各行政区の区長さんから推薦をいただきまして、この25名のうち、新任が期数1という方が全部で13名、再任が12名という形になっております。いずれの方々も適任者であると考えておりますので、お認めいただきますよう、よろしく願いいたします。

以上でございます。

- （井上委員長職務代理者） 説明は、以上のとおりです。

これより質疑に入ります。質疑がありましたらお願いいたします。

（発言する者なし）

- （井上委員長職務代理者） 質疑のほう、よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

- （井上委員長職務代理者） では、質疑ありませんので、質疑を終結いたしたいと思います。が、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- （井上委員長職務代理者） ご異議ないものと認めます。よって質疑を終結し、表決に入ります。

議案第20号 愛川町青少年指導員の委嘱について、本案を原案のとおり決することにご異

議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- (井上委員長職務代理者) ご異議ないものと認めます。よって議案第20号 愛川町青少年指導員の委嘱については、原案のとおり可決されました。
-

◎日程第9

- (井上委員長職務代理者) 次に、日程第9、議案第21号 生涯学習推進プラン推進委員会規則の制定についてを議題といたします。

提案者の説明をお願いいたします。

- (熊坂教育長) 議案第21号 愛川町生涯学習推進プラン推進委員会規則の制定についてでございますが、まず附属機関の設置がここで条例化されるのに伴いまして、規則の制定をしたいものでございます。ご審査の上、お認めいただけますようお願いいたします。なお、詳細につきましては、担当よりご説明申し上げます。よろしくをお願いいたします。
- (山田生涯学習課長) それでは、議案21号、愛川町生涯学習推進プラン推進委員会規則について、ご説明をさせていただきます。

こちらの生涯学習推進プラン推進委員会につきましては、前回の教育委員会でもご説明をいたしましたけれども、愛川町附属機関の設置に関する条例、これに位置づけられましたことに伴い、これまで要綱で定めていたものを規則にするものでございます。

規則第2条、所掌事項でございますけれども、こちらの第1号にございますように、「生涯学習推進プランの策定及び総合的な推進に関すること」となっております。

これまで、今現在までは、計画策定時には、第2次愛川町生涯学習推進プラン策定委員会設置要綱に基づきまして、策定委員会を設置しておりました。それから、その後の進行管理を行っております愛川町生涯学習推進協議会設置要綱に基づいた推進協議会がありまして、策定時の委員会と進行管理を行う協議会と、この2つで行っていたところでございますけれども、今回、条例化に合わせまして、この規則の策定に当たりましては、この2つを一緒に合わせた形での一つの委員会規則としております。

それから、第3条の委員につきましては、第1号の公募による町民等から第8号の関係団体等の代表者として規則に定めてございますが、条例の愛川町附属機関の設置に関する条例では委員の数を12人以内としております。通常の進行管理につきましては8名で行いまして、新たに計画を策定する際には学識経験者等をふやしまして、12名の方に委員をお願いしたい

と考えているところでございます。

そのほかの条項につきましては、基本的には現在の要綱と同様なものとなっております。

したがって、今回の規則では、主な点といたしましては、今まで2つあった策定時の委員会と進行管理の協議会を一つにまとめたというところでございます。

説明は以上であります。

- （井上委員長職務代理者） 説明は、以上のとおりです。

これより質疑に入ります。質疑がありましたらお願いいたします。

（発言する者なし）

- （井上委員長職務代理者） これも、よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

- （井上委員長職務代理者） わかりました。質疑がありませんので、質疑を終結いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- （井上委員長職務代理者） ご異議ないものと認めます。よって質疑を終結し、表決に入ります。

議案第21号 生涯学習推進プラン推進委員会規則の制定について、本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- （井上委員長職務代理者） ご異議ないものと認めます。よって、議案第21号 生涯学習推進プラン推進委員会規則の制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第10

- （井上委員長職務代理者） 次に、日程第10、議案第22号 愛川町男女共同参画基本計画推進委員会規則の制定についてを議題といたします。

提案者の説明をお願いします。

- （熊坂教育長） 議案第22号 愛川町男女共同参画基本計画推進委員会規則の制定についてでございますが、議案21号と同様に、町附属機関の設置が条例化されるのに伴いまして、規則の制定をしたいものでございます。ご審議の上、お認めいただきますよう、よろしくお願いたします。なお、詳細につきましては、担当からご説明申し上げます。

- （山田生涯学習課長） それでは、議案第22号、愛川町男女共同参画基本計画推進委員会規

則でございます。こちらにつきましても、先ほどの生涯学習推進プラン推進委員会と同様でありまして、第2条の所掌事項におきまして、「男女共同参画基本計画の策定及び総合的な推進に関すること」と定めております。

こちらにつきましても、これまでは計画策定時には、今でいいますと第2次愛川町男女共同参画基本計画策定委員会設置要綱がございまして、それに基づいた委員会を設けておりました。その後の進行管理につきましては、愛川パートナープラン推進協議会設置要綱、これに基づきまして進行管理を行っているところでございます。

今後につきましては、この規則の策定によって、両方を合わせたものとしてまいりたいと考えております。

また、第3条、委員でございますが、この規則では第1号の公募による町民等から第6号の関係団体等の代表者まで定めておりまして、愛川町附属機関の設置に関する条例におきましては、委員の数を12人以内としております。

こちらの新たな規則におきましても、通常の進行管理につきましては8名で行ってまいりまして、計画策定時には学識経験者などを増やしまして、12名の方に委員をお願いしたいと考えているところでございます。

なお、こちらの委員、規則では第3条第1号から第6号までとなっておりますけれども、この第6号の関係団体等の代表者としましては、町の婦人団体連絡協議会ですとか、町内の労働団体の代表者の方など、複数の団体の方に委員になっていただくというものでございます。

説明は以上でございます。

○（井上委員長職務代理者） 説明は、以上のとおりです。

これより質疑に入ります。質疑がありましたらお願いします。

（発言する者なし）

○（井上委員長職務代理者） 質疑のほう、よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○（井上委員長職務代理者） では、質疑ありませんので、質疑を終結いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○（井上委員長職務代理者） ご異議ないものと認めます。よって質疑を終結し、表決に入ります。

議案第22号 愛川町男女共同参画基本計画推進委員会規則の制定について、本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- (井上委員長職務代理者) ご異議ないものと認めます。よって、議案第22号 愛川町男女共同参画基本計画推進委員会規則の制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第11

- (井上委員長職務代理者) 次に、日程第11、議案第23号 愛川町図書館構想策定委員会規則の制定についてを議題といたします。

提案者の説明をお願いします。

- (熊坂教育長) 議案第23号でございますが、愛川町図書館構想策定委員会規則の制定についてでございます。

これも、前と同様、町の附属機関の設置が条例化されるのに伴いまして、規則の制定をしたいものでございます。ご審議の上、お認めいただけますようお願い申し上げます。詳細につきましては、担当よりご説明いたします。

- (山田生涯学習課長) それでは、議案第23号、愛川町図書館構想策定委員会規則でございます。こちらも同様でございますけれども、こちらにつきましては、図書館構想は25年度と26年度の2カ年で策定をしまいたしますので、2カ年に限った規則となります。

今回、条例化に伴いまして、今まで要綱で定めていたものを規則として定めることとしましたことから、これまでの要綱の内容をそのまま規則にしているところでございます。

委員につきまして、ちょっとご説明をさせていただきます。委員につきましては、条例のほうで8人以内というふうに定めております。規則におきましては、第3条で第1号から第6号までの委員が掲げられておりますけれども、現在公募による町民等が2名となっております。さらに第6号の教育関係者というところで、小中学校長と小中学校の図書館担当教諭として2名の方に委員をお願いしております、全体で8名ということで、この体制で26年度も図書館構想の策定を進めてまいります。

簡単ですが、説明は以上です。

- (井上委員長職務代理者) 説明は、以上のとおりです。

これより質疑に入ります。質疑ありましたらお願いします。

(発言する者なし)

- （井上委員長職務代理者） 質疑、よろしいですか。
（「はい」と呼ぶ者あり）
- （井上委員長職務代理者） では質疑ありませんので、質疑を終結いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- （井上委員長職務代理者） ご異議ないものと認めます。よって質疑を終結し、表決に入ります。
議案第23号 愛川町図書館構想策定委員会規則の制定について、本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- （井上委員長職務代理者） ご異議ないものと認めます。よって、議案第23号 愛川町図書館構想策定委員会規則の制定については、原案のとおり可決されました。
-

◎日程第12

- （井上委員長職務代理者） 次に、日程第12、議案第24号 愛川町教育委員会事務局及び関係機関の組織等に関する規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。
提案者の説明をお願いします。
- （熊坂教育長） 議案第24号 愛川町教育委員会事務局及び関係機関の組織等に関する規則の一部を改正する規則の制定についてでございますが、町の附属機関の設置が条例化されることに伴いまして、規則の制定をしたいものでございます。ご審議の上、お認めいただきますよう、よろしく願いいたします。詳細につきましては、担当よりご説明申し上げます。
- （山田生涯学習課長） 先ほど申しあげました議案、3つの規則でございますけれども、この規則に位置づけられる3つの委員会を愛川町教育委員会事務局及び関係機関の組織等に関する規則第12条の表に新たに加えるものでございます。
新旧対照表をごらんいただければと思います。左側が現行で、右側が改正案ということになっております。現在は、愛川町社会教育委員、それから愛川町青少年問題協議会、愛川町文化財保護委員の3つの附属機関ということになっておりますが、先ほどご説明いたしました3つの委員会を、青少年問題協議会と文化財保護委員の間に加えるものでございます。
簡単でございますが、説明は以上でございます。
- （井上委員長職務代理者） 説明は、以上のとおりです。

これより質疑に入ります。質疑がありましたらお願いします。

(発言する者なし)

○(井上委員長職務代理者) 特に質疑、よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○(井上委員長職務代理者) では、質疑ありませんので、質疑を終結いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○(井上委員長職務代理者) ご異議ないものと認めます。よって質疑を終結し、表決に入ります。

議案第24号 愛川町教育委員会事務局及び関係機関の組織等に関する規則の一部を改正する規則の制定について、本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○(井上委員長職務代理者) ご異議ないものと認めます。よって、議案第24号 愛川町教育委員会事務局及び関係機関の組織等に関する規則の一部を改正する規則の制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第13

○(井上委員長職務代理者) 次に、日程第13、議案第25号 愛川町立公民館長の任命についてを議題といたします。

提案者の説明をお願いします。

○(熊坂教育長) 議案第25号、愛川町立公民館長、中津公民館の任命についてでございますが、現館長が平成26年3月31日をもって任期が満了することになりますので、引き続き現館長でございます河内健二氏に、平成26年4月1日からの館長を任命したいものでございます。なお、任期は1年でございます。ご審議の上、お認めいただきますようお願いいたします。

○(井上委員長職務代理者) 説明は、以上のとおりです。

これより質疑に入ります。質疑がありましたらお願いします。

(発言する者なし)

○(井上委員長職務代理者) いかがですか、質疑は。よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○(井上委員長職務代理者) 質疑がありませんので、質疑を終結いたしたいと思いますが、

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- (井上委員長職務代理者) ご異議ないものと認めます。よって質疑を終結し、表決に入ります。

議案第25号 愛川町立公民館長の任命について、本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- (井上委員長職務代理者) ご異議ないものと認めます。よって議案第25号 愛川町立公民館長の任命については、原案のとおり可決されました。

◎日程第14

- (井上委員長職務代理者) 次に、日程第14、その他、(1)平成26年度予算の概要についての説明をお願いいたします。

- (熊坂教育総務課長) それでは、平成26年度の予算の概要につきまして、ご説明を申し上げます。

2月の定例会でも概要についてご説明申し上げていまして、今回、予算の概要ができましたので、これに従ってご説明を申し上げます。

それでは、まず教育総務課関係のご説明を申し上げます。新規事業を中心にご説明いたします。

まず111ページをごらんください。111ページの一番下のほうです。111ページの一番下、教育開発センター管理経費でございます。一番下にありますように、中学生の学力検査実施経費ということで載っておりますが、中学一、二年生、平成24年度から実施しておりますが、引き続き学力検査を実施していくものでございます。

次のページの112ページの一番上、かながわ学びづくり推進地域研究委託事業ということで、ことし、平成25年度と26年度の2カ年の事業となっております。県から委託を受けまして実施するもので、東中学校区の東中学校、中津小学校、菅原小学校校区において学力向上を目指した事業研究の推進を行ってまいります。

その下、02の教育相談事業のところですが、ここでは、説明文にも書いてあるんですが、まず02の適応指導教室運営事業費の中でマル新と書いてあります。適応指導教室移設経費、9月開設予定となっております。現在、適応指導教室については、半原出張所の2階で不登校

の児童生徒等が通って適応指導教室運営しておるんですが、今度中津の桜台に桜台南公民館というところがありまして、今まで桜台区で使用していたんですが、そこが廃止になりまして、町のほうに今後移管される関係で、その場所を利用して、今度適応指導教室を、その建物を修繕、改修をいたしまして、9月から使っていこうということでございます。その改修のための経費等を組んでございます。

それと、一番下の04のところですか。いじめ防止対策推進事業費、マル新と書いてありますが、いじめ防止対策推進法が施行された関係で、学校にいじめ防止対策のための組織を置かなければならないということになっておりまして、その組織に対して、福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーですとか、あと心理の専門家であるスクールカウンセラー、こういうものを派遣していこうということで予算化したものでございます。

それから、少し飛んで114ページ。真ん中のところ、小学校費の学校施設整備事業費。小学校の学校施設整備については、そこに書いてあるような項目を、半原小の体育館ですとか、高峰小学校の管理棟の外壁改修などを行ってまいりますが、新規といたしましては、一番下にありますように、小学校エアコン整備に係る調査業務委託ということで、学校へのエアコン整備に向けた基礎的な調査を行っていこうということで予算化をいたしております。

その下、小学校費の給食管理経費です。隣の115ページの上のほうの02のところを見ていただきたいんですが、給食調理業務委託事業費ということで、これまで小学校5校について民間委託を既に実施して、調理業務委託を実施しているところなんですが、現在残っている菅原小学校。これが今まで町職員の調理作業員で作業をしていたんですが、平成26年度からは、菅原小学校においても民間委託をしていこうということで、8月からの民間委託を考えております。これで小学校6校全部が民間委託になるというものでございます。

それと117ページの一番下のところですか。小学校費の情報教育推進事業費のところがございます。小学校については、平成19年度に小学校のパソコン教室にパソコン等の機器を入れているんですが、既に年数が経過しているということで、大分古くなっておりますので、平成26年度に機器の入れかえを、更新を行います。ノート型パソコンで、一部にタブレット型のパソコンですとか、無線LANを使用したシステムに変えていこうということで、中学校については25年度、今年度実施しておるんですが、同じような機器の入れかえを、小学校においては26年度に行っていこうというものでございます。

あと、119ページの一番上の段です。中学校費の学校施設整備事業費。そこにある工事のほか、中学校においてもエアコン整備に係る調査業務委託費、これを予算化をいたしており

ます。

教育総務関係につきましては、以上です。

- （山田生涯学習課長） 続きまして、生涯学習課関係の内容をご説明させていただきます。
やはり新規事業を中心にお話をさせていただきたいと思います。

まず、122ページ、ごらんいただきたいと思います。122ページの一番上、01、社会教育総務管理経費のところマル新ということで、細野区太鼓等購入事業費補助金がございます。こちらにつきましては、財団法人自治総合センターの一般コミュニティー助成事業の補助ということで、満額そちらのほうから補助金がもらえまして、26年度につきましては、細野区が太鼓や盆踊りのやぐら等を購入するということでございます。

次に、その下、03の生涯学習事業費でございます。下のほうをごらんいただきますと、02の図書館構想づくり推進事業費であります。26年度におきまして、図書館構想を取りまとめしていくということで、本年度に続きまして業者に委託等をしまして、図書館構想づくりを進めてまいります。

それから、123ページの下03、青少年健全育成事業費でございます。こちらは、次のページになります。124ページで、マル新で住民提案型事業負担金とございます。こちらは住民提案型の協働で行う事業でございます。事業名としては、（仮称）読んであげたい、読ませたいブックガイド「読書への誘い」の作成となっております。こちらは、愛川町子ども読書を推進する会と生涯学習課とが協働でブックガイドを作成するもので、いわゆるおすすめ本を、子どもたち、大人も含めてですけれども、こういった本をおすすめしますよというガイドブックを作成するものであります。約400部作成して、関係機関のほうに配付してまいりたいと考えております。

それから、次に126ページになります。下のほうになりますけれども、01、青少年施設管理経費の中の02、児童館施設整備事業費、さらに一番下、マル新で児童館耐震診断業務委託として、熊坂児童館、春日台児童館の2つの児童館の耐震診断を実施してまいります。昭和56年6月以前に建てられた、古い耐震基準による児童館が全部で5つございまして、そのうちの宮本、田代、坂本の3つの児童館につきましては、既に耐震診断が終わっておりますけれども、未実施であります熊坂と春日台の2つの児童館。こちらは、緊急避難場所にも指定されておりますことから、26年度に耐震診断を実施してまいります。

それから、128ページになります。03、公民館維持管理経費で、まず01の文化会館の維持管理経費の中で、マル新といたしまして音響調整卓改修工事。こちらにつきましては、ホー

ル全体の音響を調整するミキサーというものです。経年劣化がございまして、接触不良ですとか、雑音が入ったりするということになりましたので、こちらの調整卓の改修工事を行います。

さらに、外壁等改修工事ということで、文化会館は、建設からもう30年を超えておりまして、外壁はタイル張りなんですけど、タイルに少し浮きが出ているというような状況でございますので、外壁を全面的に改修し、浮いているところを押さえていくということを行ってまいります。

さらに、一部で雨漏り等も見られますので、建物の一番上の部分、ペントハウス、屋の上に出ている塔屋の部分ですけれども、そこのシート防水の工事を行ってまいります。

それから、半原公民館につきましては、マル新がございまして、2階吹き抜け落下防止柵取り付け工事ということで、2階のところから玄関ホールをのぞき込むと下が見えるような状況になっておりまして、子どもが登ったりすると危険だということがありますので、安全対策として、落下防止柵を設置してまいる考えでございます。

簡単ですが、生涯学習課は以上でございます。

- （小島スポーツ・文化振興課長） それでは、スポーツ・文化振興課所管の平成26年度の予算の関係でございます。

初めに、土木費から説明をさせていただきます。予算の概要の98ページをごらんください。下段ですけれども、田代運動公園の管理経費、事業の02、田代運動公園施設維持管理経費でございます。主な内容ですけれども、燃料費、光熱水費や芝管理の委託、機械警備の委託などの公園施設維持管理業務の委託料でございます。また、プールろ過装置の修繕を予算計上させていただいております。

次に、99ページの上段をごらんください。三増公園の管理経費でございます。施設の管理受付事務の臨時職員の賃金が子事業の01でございまして、その下の02は光熱水費、各種委託料ほか審判員室のエアコンの修繕、多目的広場でございます四阿の手すり交換修繕が主な内容となっております。

続きまして、教育費でございます。130ページをごらんください。130ページの上段でございます。文化財の保護事業費ですけれども、経費の主な内容でございますが、文化財保護委員の7名分の報酬、それと埋蔵文化財試掘の確認調査委託料、文化財案内板の修繕、文化財案内石柱の設置工事などがございます。

続きまして、130ページの下段ですけれども、郷土資料館管理経費でございます。03の郷

土資料館運営事業費ですけれども、ここの経費内訳としましては、企画展示の経費、また「ふるさと愛川写真展」の26年度も開催をいたします経費、広報用のポスター等の印刷。また、冷凍保存しております鳥類や魚類を剥製化にする委託料などでございます。

続きまして、132ページをお開きください。各種スポーツ行事開催事業費のうちの03、町民みなふれあい体育大会開催経費ですけれども、隔年で開催をしております事業でございます。25年度はスポーツレクリエーションフェスティバル、26年度が町民みなふれあい体育大会ということで、その開催にかかわります経費でございます。

続きまして、133ページをごらんください。体育施設の管理経費のうち、02、体育施設維持管理経費ですけれども、この経費の内訳としましては、第1号公園の体育館等の燃料・光熱水費のほか、清掃、体育施設の器具保守点検。また、第1号公園の体育館の屋上のトップライトの改修工事、坂本プールのろ過器配管の改修工事、第1号公園体育館、バレーボール支柱の購入費等でございます。

説明は以上です。

○（井上委員長職務代理者） 説明は、以上のとおりです。

これより質疑に入ります。（1）の平成26年度予算の概要について、何かお聞きしたいことなどありましたらお願いします。

（発言する者なし）

○（井上委員長職務代理者） いかがですか。よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○（井上委員長職務代理者） では、特にないようですので、質疑を終結いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○（井上委員長職務代理者） ご異議ないものと認めます。よって、（1）平成26年度予算の概要については説明のとおり、ご承認をお願いします。

次に、（2）その他であります。全体を通して何かありますでしょうか。

委員のほうから、どうぞ。

よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○（井上委員長職務代理者） 事務局から何かございますか。

（「ないです」と呼ぶ者あり）

○（井上委員長職務代理者） ないですか。いいですね。

それでは、以上をもちまして、議事の全てが終了いたしましたので、閉会したいと思います
すが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○（井上委員長職務代理者） ご異議ないものと認めます。

よって、3月定例会を閉会いたします。

長時間にわたり、大変ご苦勞さまでした。

愛川町教育委員会会議規則第19条第2項の規定により、ここに署名をいたします。

平成26年5月26日

教育委員長 欠席

職務代理者 井上 正博

教育委員 平田 明美

教育委員 榮利 隆一

教育長 熊坂 直美

調整職員 馬場 貴宏